

# ローデシアの土地配分・土地保有に関する覚書

ほし  
星

あきら  
昭

## まえがき

一般に、アフリカにおける人口に対する土地の割合は、他の発展途上国のそれに比べて大きいといわれる。ある算定によると、世界の発展途上国における1人当たり農地面積は、アジアでは1.5エーカー、ラテン・アメリカでは6.9エーカーであるのに対して、アフリカでは10.6エーカーということである(注1)。このことが、アフリカの将来における経済発展にとって有利な要因となるかどうかは、にわかに結論しがたいが、ただ人口増加率や人口基盤の絶対的規模の諸要因を度外視して考えれば、アフリカ全体における「人口圧力」の問題は、少なくとも現段階では、それほど極端な形で現われていない、と考えていいであろう。

しかし、アフリカにおいても、人口稠密な特定の地域——たとえば南アフリカのトランスカイ(Transkei)や、マラウイやウガンダなど——では、程度の差こそあれ、やはり「土地不足」の現象が見られる。ローデシアについていえば、統計から見ると「アフリカ人地域」における農家当たり平均保有地規模は約100エーカーといわれるけれども、実際には、量的にも質的にも「土地不足」が存在する。これは、南部アフリカに特徴的な人種別「土地配分」制度に帰因するものである。ローデシアにおける「アフリカ人地域」の面積は、ヨーロッパ人入植以来相対的に増大しているにもかかわらず、squattersの出現がたえまがないことは、それを実証している。squattersとは、本来居

住権がないのに無断で「ヨーロッパ人地域」に侵入、定着したアフリカ人のことをいい、それは特に早魃のはげしかった1913年前後に顕著に現われその後アフリカ人の人口増加がはなはだしかった1941~48年には、その数30万人を越したといわれる。ローデシアの「土地割当て」(assignment)が完了した1961年の時点においてもなお3万7000戸のアフリカ人家族がsquattersになっているのである(注2)。

かように、ローデシアにおける「土地不足」が主として制度的要因によって生じたのだとすれば、この国の土地保有形態を論ずるには、まずその前に「土地配分」の状況を見ておく必要がある。

(注1) H. Myint, *The Economics of the Developing Countries*, Hutchinson of London, 1964, p. 31.

(注2) M. Yudelman, *Africans on the Land*, Harvard Univ. Press, 1964, p. 75.

## I 土地配分

南部アフリカにおける植民地化を歴史的にみると、ヨーロッパ人入植による「土地獲得」が目的とされ、それまで保たれていたアフリカ人と土地との均衡を破ってヨーロッパ人農業が無理押しに定着されたことに特色があり、そのことは、ヨーロッパ人の接触が主として熱帯1次産品の「貿易」という範囲でのみ行なわれ、農業生産の多くが原住民の手にゆだねられてきた西アフリカの場合と著しい対照を示している(注3)。

かかる南部アフリカと西アフリカの植民地化パターンの相違は、一般にその原因を、地域の気候条件や、本国・植民地政府の行政政策の性格に帰せられる。すなわち、西アフリカにおいては、その地域が「白人の墓場」と呼ばれるほど気候条件が悪く、その上イギリス政府がこの地域について原住民保有地の保護政策をとったのに対して、南部アフリカでは、気候・資源などに比較的恵まれ、またこれら地域への初期開拓が主として本国との関係を断ったヨーロッパ人移住者の土地収奪によって行なわれた、という事情から説明される。ことに南ア共和国とローデシアに関しては、ヨーロッパ人の侵入と農業の定着は、土地をめぐるヨーロッパ人・アフリカ人間の衝突を不可避的に引き起こし、しかもその解決は結局武力にまつよりほかなかったのである。

かくて、これら地域を征服したヨーロッパ人は、恣意的に人種別の「土地配分」を行ない、たとえば、南ア共和国では、総人口の66%を占めるアフリカ人を、総面積のわずか12.7%にあたる「原住民指定地」(Native Reserve)に押し込める計画を立て、またローデシアでは、総人口の94%を占めるアフリカ人に、総面積の49%に当たる土地しか与えない法律を定めたのである。

かように、ヨーロッパ人によって一方的に行なわれた「土地配分」は、それ以来拘束力ある法・社会制度として一般に通用したが、その枠組みの中で「ヨーロッパ人地域」は、近代的財産権に基づく土地所有形態を容認し、また「アフリカ人地域」は、いまなお慣習的土地保有と前貨幣経済的権利関係に支配されるものとして存続している。

ヨーロッパ人入植者は、永久的「居住者」として、土地のすべてをアフリカ人祖先伝来のものは認めず、むしろヨーロッパ人の生活水準を維持

するための社会的・政治的構成要素と見なした。もっとも、ヨーロッパ人の入植が相当進行すると共に、アフリカ人にも若干の土地購入もしくは土地賃借の権利を認め、伝統的土地保有形態に新生面を開いたかに見えたが——これについては後述——やはり、土地の無制限な人種間売買までは認めず、結果的にはむしろヨーロッパ人による「土地配分」の正当化に役だったにすぎぬといえる。

ともあれ、ローデシアにおける「土地配分」の状況は、第1表に見られるとおりでである。この表は、1930年、1953年および1959年について「土地配分」がどのように推移しているかを示しているが、現在の状況は1959年の数字と実質的に大差はないと見てよい。

「アフリカ人地域」は「原住民指定地」「特別原住民地域」(Special Native Area) および「原住民購入地」(Native Purchase Area) からなり、その総面積は、約4200万エーカーとなっている。これに

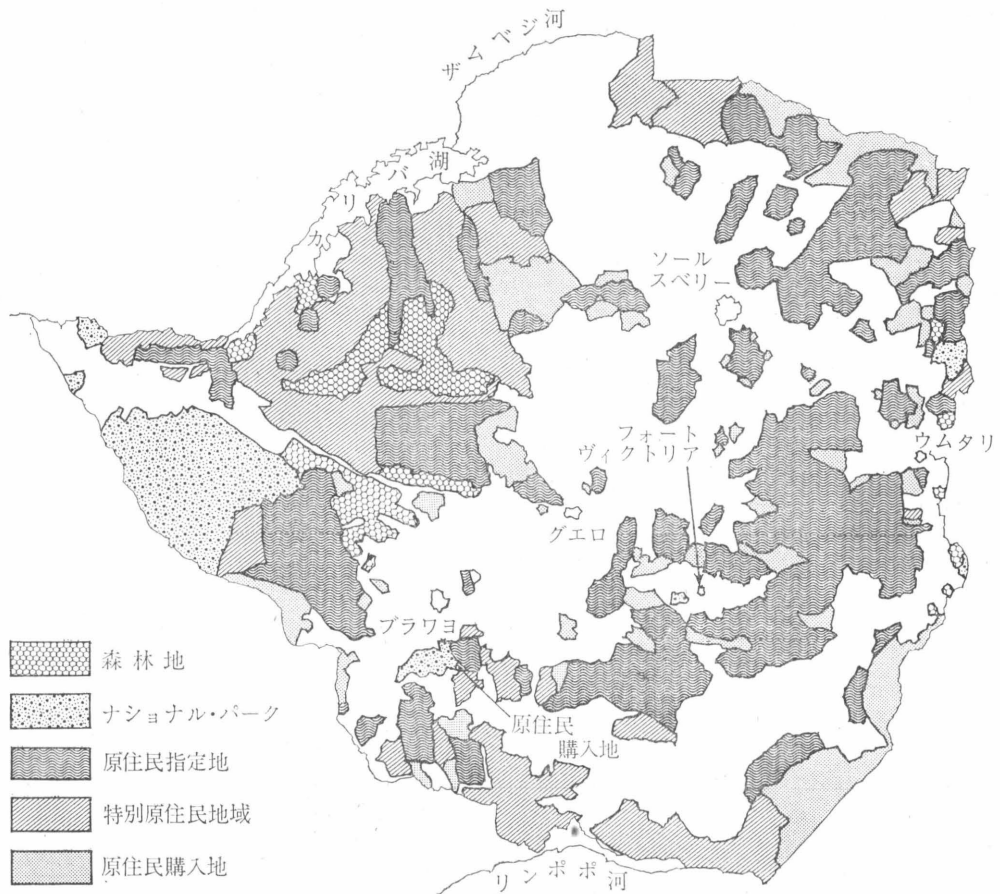
第1表 ローデシアの土地配分 (単位: エーカー)

	1930	1953	1959
1. ヨーロッパ人地域	49,149,174	47,407,792	48,062,000
2. アフリカ人地域	29,064,566	30,651,912	41,950,000
{原住民指定地}	21,600,000	20,859,350	21,020,000
{特別原住民地域}	—	4,135,427	12,878,000
{原住民購入地}	7,464,566	5,657,135	8,052,000
3. その他の地域	18,472,340	18,244,318	7,247,000
{森林地}	590,500	987,745	3,190,000
{動物保護地域}	—	2,989,000	4,000,000
{未割当地}	17,793,300	14,207,918	—
{未決地}	88,540	59,755	57,000
合計	96,686,080	96,304,122	97,259,000

(注) 面積の合計は年度ごとに違っているが、これは調査の都度、境界が必ずしも同一基準により正確に定められなかったためである。

(出所) Southern Rhodesia Legislative Assembly, *Second Report of the Select Committee on Resettlement of Natives*, Salisbury, Government Printer, 1960, p. 15.

ローデシアの土地配分



その他白い部分は非アフリカ人地域

(出所) *Map Showing Administrative Areas of the Federation of Rhodesia and Nyasaland*, Salisbury, Government Printer, 1964より作成。

対して「ヨーロッパ人地域」は、同年次に約4800万エーカーの広さを持っているから、ローデシアにおける人種別「土地配分」の割合は、アフリカ人とヨーロッパ人（これにはきわめて少数のアジア人および混血人種〈coloured〉が含まれる）とでだいたい半々であるが、「ヨーロッパ人地域」のほうがやや大きい、ということになる。なお、この表で特に目だっていることは、1953年以降「特別原住民地域」が著しくふえ、「未割当地」(Unassigned Area) が非常に減っていることである。「未割当地」とは、本来ヨーロッパ人にも、アフリカ人にも割り当て

られていない地域、ということであるが、アフリカ人の人口増加に伴って逐次「アフリカ人地域」に加えらるべきものとされた土地で、いわば「準原住民指定地」なのである。つまり、「特別原住民地域」とは、とりまなおさず、1948年以来、「原住民指定地」の追加分として、「未割当地」から「アフリカ人地域」の中へ組み入れられた部分にほかならない。

この人種別「土地配分」は、ローデシアにおける「白人のマグナカルタ」といわれ、それがアフリカ人の土地の所有・売買および移動の自由を制

限し、アフリカ人民族主義に対する最後の防波堤としての役割を演じてきたことは周知のとおりである(註4)。とすれば、この点の重要性をさらによく理解するためには、ローデシアにおける土地問題の発生と、その変遷を歴史的に展望しておくことが必要である。

現在のローデシアにヨーロッパ人遠征隊——Pioneer Column と呼ばれる——が入植したのは、1890年であるが、かれらはこの地域における鉱産資源の採掘を当初の目標にしていた。したがって、入植前後は、土地が鉱業権取得の対象としての重要性をもってはいたけれども、ヨーロッパ人農業者が「非競争集団」としての利益を享受するために全地域にわたって「土地配分」を行なう必然性はまだ存しなかったといってよい。なるほど、Royal Charter によってオーソライズされたBSA会社(British South Africa Company)は、その権限において入植者に対し無制限な土地売渡しを行なったが、それはただ開拓者、会社およびシンジケートのために土地を留保しておく、という性格をもってに止まり、事実上、ヨーロッパ人によって占有された地域の面積は、必ずしも大きくなかったのである。他方においてまた、アフリカ人としても、当時自給自足生産に必要な土地はわずかであったし、ことに首長や部族民たちは、土地というものを、西欧的な「財産権」の意味において、たとえば「譲渡担保」のような方法で土地を売り渡すことをしなかった。つまり、土地問題は、それがアフリカ人の慣習的生活に抵触しないかぎり、特に差し迫った関心事とはならなかったのである。

しかし、初期入植当時に最も重要な地域であったマタベリランド(Matabeleland)では、ヨーロッパ人が赤ロームまたは黒ロームの比較的地味の豊

かな、小面積の土地に保有地を選定・占有し、しかもその「割譲地」(Alienated Land)の多くが利用されないままに放置されたり、さらにヨーロッパ人入植者が、しばしばアフリカ人占有者のために指定された地域に侵入したりしたため、はじめてここにヨーロッパ人とアフリカ人との間に土地をめぐる争いが生じたのである。

この争いを調停するために「土地委員会」(Land Commission)が設立された。そして、このマタベリランド土地配分に関する勧告は1894年に出されたが、勧告要旨は次の2点にあった。

第1に、アフリカ人占有地を割り当てること。

第2に、アフリカ人居住地域をヨーロッパ人に譲与し、アフリカ人にはその代替地を選定すること。

つまり、それまでとかく境界が不明確であった両地域について、委員会設立時の土地占有状況を基準にして、あらためてその領域を確定しようとしたわけである。具体的にいうと、マタベリ王であったローベンガラ(Lobengula)の妻子に対して1万2000エーカーの土地を指定して与え、またヨーロッパ人の任意占有地の代替地としてShanganiおよびGwaaiの両地域、合計212万エーカーの土地をアフリカ人占有のために割り当てたのである。このマタベリランドにおける土地割当ては、アフリカ人に対する最初の「土地配分」の法的規制としてその意義は大きい。

ともあれ、「アフリカ人部族民の占有に十分な土地、その農耕に適する土地を割り当てる」ことを任務としたこの「土地委員会」は、その条件として、アフリカ人がその割当地では部族的慣習に従って生活しうることを保証したにもかかわらず、この「土地配分」はたちまちアフリカ人のはげしい拒否にあった(註5)。その理由は、アフリカ人に

とって本来「自由財」ともいうべき土地が、人為的に配分されたことに対する本能的な反発もあったが、それよりもむしろ、代替地として与えられた Shangani および Gwaai の両指定地が共に土地条件の劣悪な地域であった——前者は不健康地であり、後者は水利便の悪い土地であった——ことに対する強い反感のためであったといえる。

以上のようなアフリカ人の抵抗があったにもかかわらず、この「土地配分」は強行された。かくてマタベリランドのアフリカ人は、1896年に遂に反乱を起こした。これに対して、ヨーロッパ人側は武力をもって圧服しようとしたが、アフリカ人側は文字通り難攻不落で、結局懐柔策により、これを鎮めるよりほかなかった。つまり、ヨーロッパ人はアフリカ人に対して、「妨害されぬ自由な国に土地を与える」ことを降伏の条件としたのである。この反乱は、西歐のインパクトに対するアフリカ人の最初の抵抗であっただけに、そのはげしさは史上に残るほどのものであったといわれる。ともあれ、この結果、アフリカ人は好むと好まざるとを問わず、指定された地域内で農耕・放牧をすることを余儀なくされたのである。もっとも、反乱鎮定後しばらくの間は、新たにヨーロッパ人のものとなった地域で、労働を提供して放牧を続けたり、そのまま無断で居坐っていたアフリカ人もいたが、しだいに既定の「土地配分」パターンが確立されるようになったのである。

以上のマタベリランドにおける「土地配分」はたしかにこの国における人種別「土地配分」制度の萌芽となったが、それはまだ局地的なものにすぎなかった。しかし、それが事実上全国的な制度として定められるようになったのは、1898年のBSA会社による「アフリカ人占有地追加」以降であった。その年に「原住民委員会」(Native Commis-

sion)が新しい「土地配分」パターンを勧告し、それに基づいて後にこれが制度化されたのである。しかしこの時の勧告は、「アフリカ人地域」の選定について各委員間に統一的基準がなく、また事前に土地の調査も行なわれなかったため、必ずしも完全なものとはいえなかったが、とにかくもそれが形態上現行「土地配分」制度の基礎となったことは明らかである。この勧告の結果、実際に104カ所の「原住民指定地」が設定されたが、それはあくまで既存の「ヨーロッパ人占有地」ないし「ヨーロッパ人割譲地」には手をつけぬことを条件として行なわれた。「原住民指定地」の規模は、この段階では、まだ特に規制を受けず、5000エーカーぐらいの小さなものから、150万エーカーほどの大きなもの——たとえば、Sabiの「原住民指定地」のような——まで種々雑多であった。なお、この「土地配分」は、「原住民指定地」内でアフリカ人が相変わらず部族的慣習に従って生活することを許す——土地については「共同体的土地所有」を認める——点において、前記マタベリランドの「アフリカ人地域」の場合と変わりなかった。

しかし、これと並行して、ヨーロッパ人の入植が進み、マタベリランドとマシヨナランド(Mashonaland)とを統一して「南ローデシア」が形成され、西歐的貨幣経済が「アフリカ人地域」にも浸潤するに従い、アフリカ人に「私的土地所有」を制限つきで認めようとする動きもあらわれていた。1898年の「立法審議会令」(Order-in-Council)による「ケープ約款」(Cape Clause)の導入がそれである。「ケープ約款」とは、その名が示すとおり、本来南ア共和国で措定されたものであるが、その趣旨は、要するにヨーロッパ人貨幣経済における資本の再生産に必要とされる限度で、アフリカ人の土地購入権を認めること、ひいては、ヨーロッパ

人とアフリカ人との土地争いを一時的に緩和させ、人種別「土地配分」を正当化することをねらったものである。南ローデシアの「立法評議会令」第83節は、その内容を次のように表現している。

「アフリカ人は、非アフリカ人と同じ条件で土地を保有し、または処分することができるが、土地抵当権の設定や、土地譲渡契約は、当該アフリカ人が本契約内容を理解し、かつ契約趣旨が公正、適格であることを保証しうる『行政長官』(magistrate)の立合いの下でなされるのでなければ、効力を有しない」(注6)。

こうして、アフリカ人の土地所有形態には、「原住民指定地」における「共同体的土地所有」のほか、「原住民購入地」における「私的土地所有」が並存することになったわけである。したがって、この両者をいかに調整するかは、その後における政府の重要課題の一つとなった。事実、1902年には、このアフリカ人が居住する2種類の土地について法律上の承認が与えられ、結局「原住民指定地」として約2100万エーカーが確認され——この規模は、現在に至るまでほとんど変わっていない——、また残りの約7500万エーカーは、ヨーロッパ人の自由保有地、もしくはアフリカ人の購入地となりうるものと決められた。もともと土地購入権をはじめて獲得したアフリカ人も、実際に土地を購入した者の数は、そのうちきわめてわずかなかった。約20年後の1925年においてすら、アフリカ人の私有となった土地は、合計4万5000エーカーを数えるにすぎなかったし、そのために「ケープ約款」の廃止まで論ぜられたほどである。

「原住民購入地」はそのような状態であったし、他方「原住民指定地」は、アフリカ人の人口漸増と過剰放牧のため、かつてかれらが保っていた土地との均衡をほぼ回復しえない状態になってい

たため、前述のとおり、ことに1913年前後の旱魃の際には、水利のよい土地をめぐる争奪戦が展開され、squattersやlabour tenants(注7)が数多く現われ、ヨーロッパ人政府はこれに対して「立退命令」を発せざるをえなかったのである。なおsquattersやlabour tenantsの増大が、ヨーロッパ人農業の存立にとってゆゆしい問題となった背後には、BSA会社が1907年以降、それまでの鉱業開発重点主義に見切りをつけ、農業優先に政策転換をした事実があったことも見過ごしてはならない。

いずれにせよ、南ローデシアにおけるこの土地問題のむずかしさと重大さを痛感したイギリスはついに1913年に「土地委員会」を設立して、「原住民指定地」の規模拡張の是非を検討せしめ、この国の人種別「土地配分」を最終的に確定する決意を示した。この委員会は、1914年にまず「中間報告書」を提出し、ついでその翌年、「最終報告書」をまとめた。前者は、「アフリカ人地域」における問題点を指摘し、その解決策を原則的に提起しているにすぎなかったが、その骨子はだいたい次の3点にあった。

第1に、「原住民指定地」を質的に改善すること。

第2に、トライバリズムを分解すること。

第3に、アフリカ人の土地購入権を制限すること。

また後者は、「中間報告書」の原則をさらに具体的に述べたものであり、その提案内容は、

第1に、70万人のアフリカ人に対して2100万エーカーの土地が必要であるが、「原住民指定地」をこれ以上拡大するよりも、その規模と種類を調整する——中位規模の「原住民指定地」を均等に配分する——こと。

第2に、人種別の地理的隔離を排し、むしろ、

ヨーロッパ人およびその文明・教育・行政に対するアフリカ人の接触をよりいっそう深めるため、「原住民指定地」の位置選定を適宜配慮する——遠隔地に大きな「原住民指定地」を置かないこと。

第3に、「原住民指定地」の外にある「アフリカ人購入地」は現状のまま認めるが、アフリカ人の土地購入権の承認は、原則としてこれ以上拡大しないこと。

この「最終報告書」に基づいて、南ローデシアの最終的な——これまでの経緯において最終的な——「土地配分」が行なわれたわけであり、結局「原住民指定地」は2160万エーカーとされ、しかもそれに関する権限はすべてイギリス高等弁務官の手に帰属されることとなったのである。

以上述べたイギリスの「土地委員会」による「土地配分」は、その後南ローデシアがイギリスの直轄植民地となった1923年の自治政府憲法によって再確認された。たとえば、「原住民指定地」2160万エーカーについては、アフリカ人の排他的利用に供せらるべきものとして、同憲法の「付録」に詳細な規定が設けられたし、また「原住民指定地」はイギリス高等弁務官の管理下に置かるべきことが明示されている<sup>(注8)</sup>。そして同憲法による「土地配分」パターンは、その後若干の変化——たとえば「特別原住民地域」および「原住民購入地」の追加的配分など——はあったにしても、その有効性を今日まで引き続き保持している。

さて、アフリカ人に対する土地購入権の賦与が「ケープ約款」の導入によって行なわれたものであることはすでに述べたが、ここで注意しなければならぬことは、そのアフリカ人による「私的土地所有」の容認が、本来ヨーロッパ人の中でも、入植農業者よりもむしろ、鉱業、製造工業を中心とする「エンクレプ」企業家、ないし本国にいる資

本家たちによって支持・促進されてきたものだ、という点である。つまり、企業を発展させ、投資効率を高めるためには、アフリカ人が部族的慣習の中で、「共同体的土地所有」を行なっているよりも、むしろかれらに「私的土地所有」を限定的に許し、ある程度貨幣経済の内部に引き入れておくほうが得策であると考えたからにはほかならない。これに反して、ヨーロッパ人農業生産者はややもすればアフリカ人と競争関係に立つ恐れがあったため、常にアフリカ人による「私的土地所有」の容認とその拡大に対してとかく否定的な態度を示しがちであった。現に、1920年に開かれた「全白人農業者組合会議」(All White Agricultural Union Congress)は次のように決議している。

「ヨーロッパ人社会では土地所有者がアジア人およびアフリカ人に対して土地を売却することを禁止する法律制定を要求する」<sup>(注9)</sup>。

かかるアフリカ人土地私有に対するヨーロッパ人入植者からの圧力がしだいに高まるにつれてイギリス本国(植民地省)よりも、むしろ現地(入植者)の立場に重点をおいて、「ケープ約款」を再検討しようとする動きがしだいに活発になり、それはついに1926年の「カーター委員会」(Carter Commission)の報告と、それに基づく1931年の「土地配分法」(Land Apportionment Act)の制定となつてあらわれた。

「カーター委員会」報告の骨子は、要するに、ヨーロッパ人入植者が「非競争集団」としての利益を享受するために、人種的隔離を是認し、また「ケープ約款」を制限することによって、イギリス「土地委員会」報告の趣旨を原則的に否定することにあつたといえる。勧告の内容は次のとおりである。

第1に、人種的隔離については、「得策であるば

かりでなく現実的でもある」としてこれを積極的に評価し、アフリカ人の「ヨーロッパ人地域」への混入は、家畜疫病の蔓延・家畜泥棒の増加・土地価格の低落・入移民の減少などをもたらすものとして、これを強く排除している。そのため、現在ヨーロッパ人農場や牧場に接する土地を「ヨーロッパ人地域」として指定することを提案し、また約25万人に及ぶ squatters, labour tenants および約5万人を数える「原住民購入地」のアフリカ人に対して、さらに「土地配分」の必要があることを認め、「森林地」や「動物保護地域」からその追加地を補充することとし、結局全体として、アフリカ人は1家族——家族員3.5人として計算——当たり96~103エーカーの土地（そのうち耕地は約20エーカー）と5~6頭の牛をもつことを定めたのである。なお「カーター委員会」の報告は、この国における「都市化」の進展に伴い、非部族化されたアフリカ人のために「原住民地域」に「タウンシップ」(Township)を設けることをも勧告している。

第2に、アフリカ人の土地購入権については、特定の隔離地域に限って「原住民購入地」の存在を許すかわり、原則としてこれを無差別に抑制し、イギリス「土地委員会」の主張した土地売買における人種間平等の権利をまっこうから否定した。

1931年の「土地配分法」は、まさに上記「カーター委員会」報告の具体的表現であり、第1表(前掲)に見られる「土地配分」パターンはこれによって確定されたのである。すなわち、「ヨーロッパ人地域」は4900万エーカー、「アフリカ人地域」は、「原住民指定地」2100万エーカー——これは1902年に確認されて以来変わらない——と、「原住民購入地」750万エーカーとを合わせて2900万エーカー、「その他の地域」は、「森林地」59万エーカーと、「未割当地」1779万エーカーと、「未決

定地」9万エーカーとを合わせて1850万エーカーとなった。

なお「原住民購入地」750万エーカーは、この時点で6500人のアフリカ人農業者によって占有されていたが、この種の土地に関する取決めは、もっぱら「原住民土地委員会」(Native Land Board)——局地的には地方公共団体——によって行なわれたのである。

1931年の「土地配分法」は、それからしばらくして若干改正された。1941年の「土地配分法」がそれである。この新法は、主たる性格において旧法とほとんど変わりはないが、ただ「隔離」のパターンがいっそう強化され、また「都市化」に伴う「土地配分」形態がより複雑化された点で多少の相違が認められる。

具体的にいうと、前者については、ヨーロッパ人がアフリカ人に対して、その労働、生産物および貨幣を代価として土地を賃貸することを制限し、また逆にアフリカ人がヨーロッパ人に対してその放牧のために「原住民購入地」を賃貸することを抑制したこと、つまり人種別の排他的土地利用のために土地占有条件をよりきびしくしたことがあげられる。

また後者については、「カーター委員会」の勧告に従って、「アフリカ人地域」に「タウンシップ」を設けると同時に、都市近傍に「都市原住民地域」(Native Urban Area)をつくることを決めた。経済発展に伴う安定した都市社会の形成と賃労働の創出は、たしかに「隔離」政策と矛盾するので、この二つの「アフリカ人地域」の設定は、その矛盾を解決しようとする苦肉策だったのである。

かくて「土地配分法」は、1931年の制定と、1941年の改正により、ローデシアにおける最後の人種差別立法として確立された。しかし、皮肉な



ことに、ちょうど1941年から1948年にかけて、アフリカ人の人口は70万人以上も増加し、30万人以上の squatters が現われることとなった。一方、ヨーロッパ人側も、そのころから軍人の帰還や入移民の増加などのため人口がふくれ、それに伴う土地需要が増大した。ここで土地問題は再び深刻な様相を呈することとなり、アフリカ人の追出し政策や、「原住民指定地」への再入植措置が計画されるようになった。

政府はそこで1948年、アフリカ人の占有地を追加する問題を検討するため委員会を設け、「未割当地域」をアフリカ人の占有のためにあてることを決めた。これが「特別原住民地域」と呼ばれるものである。「特別原住民地域」は、その土地に関する権利および内部住民の生産様式では「原住民指定地」と同じであるが、ただ名称をかえたのは、「原住民指定地」が1923年の自治政府憲法によって確認されたものだけに、それを拡大するには、憲法改正が必要となるばかりでなく、またイギリス本国と意見の調整をはからねばならない、という手続き上の面倒があったからにほかならない。かくて1779万エーカーという広大な「未割当地」——土地条件は必ずしもよくない——が、1959年までには大部分「特別原住民地域」としてアフリカ人の占有しうる土地になり、1961年までには南ローデシアの土地割当てがすべて完了したのである。

しかし、それからなお squatters はあとをたたく、1961年以降にも約3万7000戸の不法定着家族が数えられたといわれる。このとき設立された委員会は、この問題解決のために「ヨーロッパ地域」を犠牲に供するほかない旨勧告したが、実際には受け入れられず、実現もされなかった。

以上見たように、ローデシアの「土地配分」は、その中に人種別「隔離」政策の矛盾をはらみ、そ

れがこの国の政治的立場をいっそうむずかしくしていることはたしかである。

(注3) 南部アフリカの場合は「居住植民地」、西アフリカの場合は「熱帯植民地または投資植民地」と呼ばれる(矢内原勝、「アフリカの経済構造」、『国際問題』、1964年9月号、No. 54、20ページ参照)。

(注4) 拙稿「ローデシアの人種問題」、『国際時報』、1966年、7月号、52ページ。

(注5) *Report of the Southern Rhodesian Native Reserve Commission of 1915*, Salisbury Government Printer, 1916, p. 31.

(注6) Order-in-Council, Section 83, 1898, Salisbury, Government Printer, pp. 63~64.

(注7) labour tenants とは、この場合ヨーロッパ人農場主に労働を売るかわり、そこで放牧権を取得するアフリカ人をいう。

(注8) 「原住民指定地」の管理権は、後に(1937年に)イギリス高等弁務官から「管財委員会」(Board of Trustees)の手に移された。この委員会は「植民地国務省」によって任命された委員長——通常は総督(governor)——と最高裁長官(chief justice)および原住民問題対策委員長(chief Native Commissioner)とから構成される。

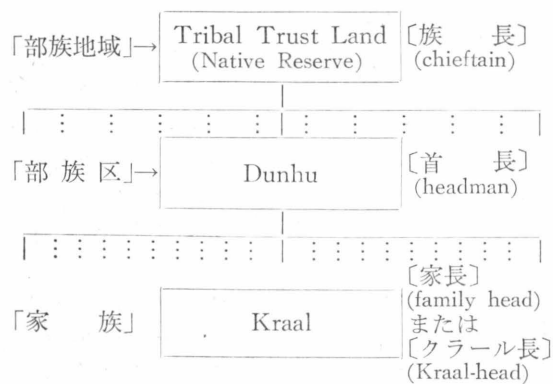
(注9) *Report of the Secretary for Native Affairs and Chief Native Commissioner for the Year 1920*, Salisbury, Government Printer, 1921, p. 1.

## II 「土地保有」

ローデシアの「土地配分」が、アフリカ人部族集団に対して、「原住民指定地」および「特別原住民地域」という形で、一括して土地を与え、その中で、伝統的な部族組織と、慣習的土地保有形態を存続させてきたことはすでに述べた。したがってここでは、アフリカ人の部族地域の内部についてももう少し立ち入った説明を加えておこう。

伝統的社会の組織単位は「部族」(tribe)であり、「拡張家族」(extended family)であり、また「血縁集団」(kin group)であるが、「原住民指定地」ないし「特別原住民地域」を総称した「部族地域」

(Tribal Area)——Tribal Trust Land と呼ばれる——は、いくつかの「部族区」(tribal ward)——Dunhu と呼ばれる——から構成され、その「部族区」はまたさらにいくつか「家族」——Kraal と呼ばれる——から成り立っている。そして Tribal Trust Land の長は「族長」(chieftain) であり、Dunhu の長は「首長」(headman) といい、また Kraal の長は「家長」(family head) もしくは「クラール長」(Kraal-head) と呼ばれる<sup>(注10)</sup>。以上はローデシアにおける主要部族の一つであるショーナ族(Shona) 族の部族組織であるが、いまそれを図示すると次のとおりである。



Tribal Trust Land は植民地当局が設定した行政区画上の単位であり、社会・経済的に少なからざる重要性をもつが、アフリカ人にとっては本来の意味における「家」(home) を意味しない。また Dunhu は、川や山などの自然の境界によって明確に区画される地理的単位であり、移動性のない、半自治的な家族集合体といえる。さらに Kraal は、境界が必ずしも確定されぬ村落であり、移動性の多い、一時的な家族農業単位をいう。後二者の中では、アフリカ人が心理的に「家」としての実感をもちつつ、「相互扶助」による連帯を期待しうるのである。

Kraal はしばしばその居所を変えて移動するが、

その場合、残された家族員は、血縁者のいる別の Kraal に合流したり、または新しい Kraal を独立に作ったりする。かように Kraal はいつも変化し、拡大し、また分離しながら、同じ Dunhu 内に血縁的紐帯を広げてゆくのである。

Kraal 内部の「土地配分」は「家長」ないし「クラール長」によってなされるが、その場合、各構成員はすべて土地利用が保証される。たとえば、家族内の青年が結婚しようとするときは、まずその父親が息子のためにその土地利用の許可を願い出、これに対して「クラール長」は——父親が「クラール長」である場合は父親自身が——その息子に利用しうる土地をごく大ざっぱに示す。指示を受けた息子は、多くの場合、その土地を約2エーカーほど整地して畑にし、翌年にはさらにこの畑に隣接する土地に開墾を進める。こうして畑が合計4エーカーほどに達するまで、この整地・植付けを続けるのである。その間整地された土地が多くなるにつれて、当初植付けが行なわれた土地は一部「休閑地」とされるが、それをいつから再び利用するかは判断は、当事者自身にまかせられた。このようにして、ローデシアにおけるショーナ族の Kraal は、だいたい4年ないし5年ごとに新しい地域に移動しているのである。

以上のような慣習的土地利用パターンは、一般に「焼畑農法」とか「移動耕作」(shifting cultivation) と呼ばれるものであるが、ここで注意すべきことは、アフリカ人家族労作農家のかかる高度な移動性にもかかわらず、家族員各自の土地に関する権利がいつも全面的に保証されていることである。前述のとおり、アフリカ人部族社会においては、「共同体的土地所有」がなされているが、具体的にいえば、家族員が1人残らず Kraal 内の特定地域について「耕作権」を付与されることであり、

しかもその権利は、耕作者がその土地を占有しているかぎり、恒久的に保護されるのである。また一度遺棄された土地が後に再び割り当てられる場合、当該物件に対して新しい請求権が生じても、前占有者がその権利を援用すれば、それが優先的に保護されることになっている。

かかる「共同体的土地所有」は、また「放牧地」についても同様である。また「未占有地」も、すべて共同体の利益のために保護される。つまり、構成員はだれでも、そこで薪を拾ったり、粘土を集めたり、水を汲んだりできるのである。比較的雨量の多い地域では、それが野菜の共同栽培に利用されることもあった。

アフリカ人部族社会において、土地というものは、要するに流通可能な「生産要素」以上の価値をもっていたわけである。クローソン(G. Clawson)はかつて慣習的土地保有形態について次の三つの基本原則を規定したが、それはまさしくローデシアの「アフリカ人地域」についてもあてはまると思われる(註11)。

- (1) 〔共同体的土地所有〕 土地の私有は認められず、土地は部族共同体によって占有される。その土地は共同体に帰属し、共同体の同意なしに譲渡されえない。
- (2) 〔土地保有の生活保障的性格〕 共同体の構成員は、各自その土地保有について保障を与えられる。
- (3) 〔身分関係による土地配分〕 共同体の構成員はすべてその身分に応じて土地を配分される。

以上の3原則を、ローデシアにおける農業生産力との関連において、もう少し具体的に敷衍すると、まず、(1)については、土地に関する私的所有権は否定され、認められるのは、ただ母系を通じ

て相続される耕作権、ないし用役権のみであり、したがって、男子は土地管理権をもたず、また土地の資本化された価値が存在しないため、土地改良投資のインセンティブは乏しく、結局アフリカ人農業における資源利用の効率化や生産性の向上につながらない、ということである。

(2)については、部族員は1人残らず、いつでも自分の村落に帰ることができ、そこで「相互扶助」としての労働提供により生活するのであり、保有地の拡大や労働の貸借によって生産を増大する余地はほとんど残されていない、ということである。

さらに(3)については、アフリカ人の間の「土地配分」は、個人の経済能力によってではなく、共同体の必要によって行なわれており、そこには非人格的な「土地市場」は存在しないため、土地価格は生ぜず、また生産の特化も起こらず、したがって、積極的な企業・経営能力を伴った土地の生産的利用はありえない、ということである(註12)。

以上見たように、慣習的土地保有形態は、それがアフリカ人農業生産力、ことに商品化・市場拡大および分業に対して、大きな阻害要因となっていることは明らかである。慣習的土地保有制度は、疑いもなく、「生産拡大をねらわず、むしろ経済の『低水準均衡』(low level equilibrium)での生活保障をもとめる社会の必要に適応してきた」(註13)のである。

一般に、発展途上国における「土地問題」は、多くの場合「生産要素」、ことに土地と労働に対する収益をいかに再分配するか——換言すれば、地主や不労所得者層に偏在した農業産出の分配をいかに公正化して、小作人にも均霑せしめるか——という側面が強調される。たしかに、政治的独立を達成した発展途上国は、ほとんど例外なく、かかる意味での「土地改革」を志向しており、その

限りにおいて「土地問題」はその国の生産関係との関連から理解することが重要である。ただここで注意せねばならぬことは、『共同体的土地所有』形態は、『原始共同社会』にも『奴隷制社会』にも『封建社会』にも、また『初期資本主義社会』にも存在するから、本来それは農業における生産様式を決定しない<sup>(註14)</sup>ということである。したがって、世界の発展途上国のうちでも、従来封建的土地所有関係がほとんど成育せず、また依然として植民地ないしそれに準ずる状況に置かれて、原住民共同社会が直接世界資本主義の強いインパクトを受けた地域では、生産関係の変化に照応するまでの過程として何よりもまず生産力を維持することが喫緊事であり、そのためになんらかの方策——たとえば、農地拡大や経営集約化によって農業所得の増大をはかるなど——が考慮されねばならないと思われる。

ところで、慣習的土地保有形態を、かかる農業生産力との関連において変革しようとする試みはアフリカ諸国においてきわめてわずかな事例しか見られない。もちろん、農業生産力の側面に限っていえば、土地保有制度の変革だけですべて問題が解決されるわけではない。そのほかに農業信用機関の整備や、補助的生産要素の設定が必要だからである。しかし、発展途上国において、慣習的土地保有制度の変革を含めた「農地改革」が、国家・公共投資や外国資本国有化と並んで、国家資本主義発展の重要な措置の一部をなし、ことに国内市場向け「工業化」のために必須な条件になっていることは疑う余地がない。

ローデシアの「アフリカ地域」についていえば、「共同体的土地所有」制度の下で、土地が「自由財」としての意味しか持たないことは、とりもなおさず、土地・労働収益配分の不均等が、直接

「土地改革」への誘因とならないことを示唆している。つまりこの国では、人種別「二重経済」構造の問題を度外視すれば、土地所有形態の変革は、農業産出の分配を公正化することよりも、むしろ、土地を「経済財」として、より経済的な利用を行なうこと、すなわち農業生産性を高めることに直接つながるわけである。のみならず、一般に「土地改革」への他の誘因とされる「土地不足」や「代替雇用の欠如」などは、ローデシアでは主として植民地支配者による制度的枠組みの中に定位されるものであるから、アフリカ人農業生産性向上の前提条件は、差し当たってかれらを部族的慣習の束縛から解放することでなければならない。

この「非部族化」(detrribalization)の前提は、通常二つの要因——pull 要因と push 要因に——分けて説明される<sup>(註15)</sup>。pull 要因とは、新生活への機会や積極的勧誘に関連し、第一義的には、アフリカ人がより多くの現金収入を得ようとする欲望のごとき経済的誘因を指すが、広義には、その欲望を駆り立てる諸方策、さらには「労働供給委員会」(Labour Supply Commission)などによる労働力の強制的動員などを含む。他方 push 要因とは、伝統的社会において不適なるもののいっさい——「土地不足」「土壌浸食」による生産性低下、「人口圧力」「現金課税負担」など——であり、現象としては、「限界生産力」を越えた労働力の流出であり、より積極的には、土地ポテンシャルに応じた土地価格の導入や、有効な土地市場の創設を含む。

ところで、ローデシアの現実を見ると、まず pull 要因は、この国では比較的多くのヨーロッパ人居住者がおり、製造工業もある程度発達しているだけに、かなり強く作用しているように思われがちであるが、実際にはいままでその効果が必ずしも大きくなかった。たとえば、「アフリカ地域」の小

農は、農作物への課税が減り、生産者価格が引き上げられても、生産拡大によっていっそう多くの所得を稼ごうとはせず、むしろ従来の一一定所得水準に達すれば満足し、生産は逆に減少した、という事例があるし、また、移住労働者についても、雇用者側が賃金を引き上げると、それがかえってアフリカ人の「余暇への選好度」を高め、その結果、労働供給曲線は右下がりになる、と報告されたこともある(注16)。

push要因はどうか？ まず労働力の流出については、アフリカ人家族労作農家は、その中に独特な分業体制をもち、ことに特定の農業循環期——3～4年ごとの「焼畑移動期」および毎年の「植付け・除草期」——には、成年男子労働が絶対に必要となるため、労働移動が農業生産を低下させることなしには行なわれないのである。のみならず、この国における「隔離」政策は、アフリカ人出稼ぎを、多くの場合、「ヨーロッパ人地域」への「一時的訪問者」(temporary visitors)とみなし、貨幣経済への「完全移行労働者」(full committed workers)(注17)をきわめて少ないものとしている。また土地価格の導入についていえば、「アフリカ人地域」における保有地の規模および性格にかなりの多様性があり、土地ポテンシャルの適正な評価が容易でないため、その完全な実施は望めず、事実上効果はほとんど見られなかった。さらに土地市場の創設については、それが土地を流通可能なものとし、したがって、土地生産性の優劣が価格の高低に反映され、アフリカ人において所得能力保持のための企業、経営能力を開発する可能性が期待されうることに、大きな効果をもつだろう。もっとも、その場合、土地市場の創設は必ずしも「私的土地保有」制度への移行を意味してはいない。つまり、土地利用権が市場化されると共に、

国有化されることもありうるからであり、土地価格は、その「所有」に対してではなしに、その「利用」または「用役」に対して存するわけである。もちろん、土地の直接的所有が、土地改良投資に対してより大きな誘因となるとは考えられるけれども、ローデシアの「原住民購入地」の事例は、必ずしもそうでなかったことを示している(注18)。

(注10) 「酋長」(chief)は、通常いくつかの「部族地域」にわたって支配権をもつものを指す。

(注11) Gerald Clawson, *Communal Land Tenure*, FAO, Rome, 1950 参照。なお〔 〕内の見出しは筆者が挿入した。

(注12) 収益性の高い商品作物を栽培している地域には例外的に非人格的な土地改良契約が締結されうるところもある。

(注13) M. Yudelman, *op. cit.*, p. 16.

(注14) Jvan Petekhin, "Land Relations in African Countries", *The Journal of Modern African Studies*, Vol. I, No. 1, 1963, p. 12.

(注15) ILO, *Why Labour leaves the Tribal Life*, 1960, p. 17. およびアジア経済研究所、所内翻訳資料 No. 7、『アフリカ人労働力の諸問題』、1965年、第1部(拙訳)、4ページ以下参照。

(注16) M. Yudelman, *op. cit.*, pp. 94 ff.

(注17) D. H. Houghton, "The Problems of Labour in Africa", *Economic Development for Africa South of the Sahara*, Macmillan & Co. Ltd., 1964, p. 316.

(注18) M. Yudelman, *op. cit.*, p. 114.

### III 土地改良計画と「原住民土地耕作法」

ローデシアにおける最初の土地利用改善の試みは、1929年に始められた。これは、単純な土地利用区分に基づいたものであるが、その際土地保有制度の変革は伴わなかった。つまり、「原住民指定地」および「特別原住民地域」の中で、従来の「共同体的土地所有」を認めつつ、若干の土地改良を施したのである。

まず土地は「可耕地」(arable land)と「放牧地」

(grazing land) とに区分され、生産者の居住は、それぞれ区分された地域内に限定された。そして、土地利用をより効果的にし、かつ農業指導監督の負担を軽減するために、「説得」によって、断片的保有地が交換、分合された——この過程は「統合・整理」(consolidation) または「集中」(centralization) と呼ばれる——のである。また「可耕地」と「放牧地」との間は、本来なら囲柵によって区画さるべきところ、資本不足のため、単に境界線に沿って、それぞれの小屋が一行に建てられたのである。

この土地改良事業によって、1939年までに、約200万エーカーの土地が「集中」され、1955年までには「原住民指定地」総面積の約40%が「統合・整理」の承認を受けたのである。かように、この計画は、形式的にはある程度の成功を取めたが、実質的には必ずしも当初の目標を達成しえたとはいえない。つまり、土地改良事業は、通常土地の農業上の利用を増進させるために行なわれるのであるが、このプログラムの重点は、それよりもむしろ「土壌保全」(conservation)、ことに「土壌安定」(stabilization) (注19) に置かれていたにすぎず、しかもその物理的問題さえも、その後の「土壌浸食」の著しい進行のため、解決されぬままにされたからである。この未解決な問題に対処するため、1941年に政府が「天然資源委員会」(Natural Resources Board) を設立せねばならなかった事実は、それを端的に示している。

以上の初期的な「土地改良」の試みに続いて、1948年、この国で画期的な「農地改革」が計画された。それは、従来の「土壌保全」を強化するだけにとどまらず、さらに進んで慣習的土地保有形態を根本からくつがえそうとする本格的な改革案として、ローデシアばかりでなく、アフリカ諸国においても注目すべきものなのである。1951年に制

定された「原住民土地耕作法」(Native Land Husbandry Act) がそれである。

この法律は、「アフリカ人地域」における「部族共産主義的」な「土地配分」を、「部族資本主義的」なそれに置きかえ、生産者に適正規模の保有地を与えて、かれらが補足的雇用を求めないでも、適度な農業所得を入手しうるようにしたものである。換言すれば、従来の資本自給的な「部分的な小農生産」から、資本他給的な「全面的な小農生産」(生産の特化)への移行を目標として、「アフリカ人地域」における定着農業者と「ヨーロッパ人地域」における常用賃労働者との分業を確立させ——「移住労働制度」の廃止——、同時に両部門における労働の生産性を向上せしめることをねらったものである。「原住民土地耕作法」は、5部に大別されるが、その内容を順次略述して見よう。

#### (1) [農業経営の改善]——本法第1部

ここでは、「土壌浸食」の防止や、資源の保護・保全、家畜保有の制限などを規定し、前記「天然資源委員会」の勧告趣旨を継承・強化している。土地保護を怠り、土地利用を適正に行なわない者に対しては罰則規定を設けているが、重点はむしろ農業経営改善のための「農業指導」(extension service) に置かれている。「農業指導」は「原住民問題対策局」(Native Affairs Department) によって行なわれるものであるが、ローデシアのアフリカ人農業生産者は一般に、この農業指導、助言の利用度によって、(イ) master farmers, (ロ) plot holders, (ハ) cooperators, (ニ) ordinary native farmers の4段階に分けられた。(イ)は実験農場で訓練を受けた者、または助言された農法に従ってすでに経営能力を示した者、をいい、(ロ)は現に「実施指導員」の指導を受けつつある生産者で、将来 master farmers の資格を得べきもの、をいう。また(ハ)はある程度

まで——輪作、肥料使用、条播栽培など——農業指導に協力して実行している人々であり、(二)は伝統的な農法で農作を続けている人々である(注20)。なお、かかる農業経営の改善は、当然アフリカ人成年男子耕作者の農村定着を前提とするから、以上の規定は、間接的に「移住労働制度」の破壊や、農業者、賃労働者の分業を強要していると見られる。

(2) [放牧権の賦与]——本法第2部

ここでは「放牧地」の土地利用を共同体的なものとして残し、その中で家畜保有数を、税額査定上から「上限」を定めて制限し、また従来「過剰放牧」の場合にしか強制的に家畜削減ができなかった「家畜制限計画」(destocking programs)の欠陥を是正している。そのほか、牛の「放牧権」(grazing right)は売買しうるものとされ、「放牧権」単位の拡大を通じての家畜保有数の増大を認めたのである。

(3) [農作権の賦与]——本法第3部

これは、本法で最も重要な部分である。なぜならそれは「農作権」(farming right)を私的なものとし、慣習的土地保有制度を全面的に打破しようとしたものだからである。「アフリカ人地域」では、なんびとも定められた境界内地域で私的な「農作権」を与えられるが、それは1人で三つまで購入でき、担保や差押えの対象とはならず、また本人死亡後も相続されうるものとされた——これは経済的にアフリカ人農民に対する一つの防衛手段といえる——のである。また「農作権」を与えられた土地はすべて「登記」される。それは「原住民問題対策局」の係官立合いの下で行なわれ、その際「クラール査定調書」(Kraal-Appreciation Sheet)を用いて、人口、家畜数、農民、水資源などに關する目録が作成される。「登記」された土地は、流通可能な資産となり、土地売買の際の価格は、部族の「必要」よりもむしろ個人の「利用」ないし

「支払い能力」によって決定されるようになる。なお、保有地規模については、「土地細分化」を強く禁止し、「乾地農法」地域では、最低6エーカー(「灌漑農法」地域ではそれ以下でもよい)と決めたほか、一般には降雨量の多寡に従って「標準保有地規模」(第2表)を定めたのである。ともあれ、立法者は、この「農作権」の賦与を、保有地規模の適正化措置としてばかりでなく、従来の土地保有についての生活保障に代わる新しい保障手段として考えたのである。

(4) [アフリカ人村落、都市居住地の設置]——本法第4部

「原住民土地耕作法」は、ここでアフリカ人のために「村落」(village)、「都市」(town)および「産業中心地」(business center)に居住地を与え、かれらがその土地を購入しうるよう配慮することを定めた。これは「カーター委員会」以来の隔離政策を引き継いでアフリカ人農民に適用したものであり、1941年の「土地配分法」、1945年の「法令」第14号

第2表 標準保有地規模

	標準保有地		動物単位 当たり放 牧地面積 (c)	保 有 地 積 (a)+(b)×(c)	耕地・放 牧地比率 $\frac{(a)}{(b) \times (c)}$
	耕地 面積 (a)	動 物 単位数 (b)			
28 インチ 以上の地域	8	6	10	68	12: 88
24~28未満 の地域	8	6	12	80	10: 90
20~24未満 の地域	13	10	15	160	6: 94
16~20未満 の地域	12	15	25	390	3: 97
16 インチ 以下の地域	15	20	30	620	2: 98

(注) (1)ローデシアでは通常「家畜1単位で1エーカーの耕地を肥沃にしうる」といわれるから、「耕地面積」と「動物単位数」とはおおむね対応するが、「耕地面積」は「休閑地」を含めてやや多くなる。

(2)大動物(牛)は1頭、羊は2頭、豚は3頭で単位をなす。

(出所) *What the Native Land Husbandry Act means to the Rural African and to Southern Rhodesia*, Salisbury, Government Printer, 1955.

および1946年の「原住民住居・登録法」(Native Accomodation and Registration Act) と対応するものである。

(5) 「放牧地改良のための強制労働」——本法第5部

ここでは、家畜所有者に対して、「原住民問題対策委員」(Native Commissioner)、「地方原住民評議会」(Local Native Council) または「酋長」の権限において、その共同放牧地改良のために、強制的に労働を提供させることを決めた。提供された労働に対しては、その種類、性質に応じて、当該地域で通常行なわれる割合に従って対価が支払われるべきこととした。もともと「アフリカ人地域」では「相互扶助」による労働の提供が行なわれていたから、本法は特にそれを「放牧地」改良のために組織化したのである。

以上が「原住民土地耕作法」の概容である。この法律は、計画では制定5年後に施行されることになっていたが、実際にはもっと遅れた。その理由は、ローデシアの「アフリカ人地域」における保有地の絶対量が不足して、それが全農家に十分ゆきわたらなかつたことと、住民と土地との割合が現実の諸条件と合致しないため、農家の配分が予定どおり行なわれなかつたことのためである。また、「原住民土地耕作法」に計画されたものは必ずしもすべてが実行に移されたとはいえない。この計画と実績とのズレにはたとえば次のごときものがある。

当時のアフリカ人耕作家族数は35万9000と推定されているが、もしかれらがすべて本法に定められる「農作権」を与えられ、それに基づくフルサイズの保有地を持ったとすれば、総計310万エーカーの耕地が、その占有下に置かれるはずであった。ところがそれは実際にはわずかに280万エーカー

しか数えられなかつた。ということは、「原住民土地耕作法」に計画されたとおりの保有地を与えられた農家は、高々21万2000家族(全体の約70%)にすぎなかつた、ことを示している。そればかりでなく、「アフリカ人地域」全体にわたって、耕作者や家族は必ずしも均等に配分されておらず、各「原住民指定地」によって保有地規模のばらつきが相当多く存在した。たとえば、フルサイズの保有地を得た農家は、南部マシヨナランドでは7万9000家族のうち3万2000家族(40%)、西部マシヨナランドでは、4万5000家族のうち、3万4000家族(76%)である。また、家畜保有についても、「原住民指定地」によってかなり相違がある。たとえば、本法施行後に確認された動物単位数は、西部マシヨナランドでは、飼養能力19万単位のうち12万5000単位(60%)、マニカランドでは10万6000単位に対して12万1000単位(114%)——「過剰放牧」——となっている<sup>(1E21)</sup>。

政府は、この法律と実績とのズレに対処するため、その後実際の条件に適応するよう弾力的な施策を行なつた。つまり、土地が豊富にある「原住民指定地」では、すべて「標準保有地規模」に従って配分が行なわれ、土地があつても各農家に十分ゆきわたらないところでは、大保有地だけを「標準保有地規模」まで引き下げ、残りを他の生産者に再配分した。また土地の絶対的不足のある地域では、農家経営許容限度まで縮小した中規模保有地の設定を厳格にまもらせたのである。

かように「原住民土地耕作法」は、さまざまな問題を含みながらも、とにかく「アフリカ人地域」における農業開発の前提条件を満たそうとしてきた。

第1に農業経営の自由化についていえば、もともと、この改革の主たる動機の一つが保有地規模



の適正化にあったから、無制限の土地保有は認められなかった。つまり、農業生産力のための「標準保有地規模」の設定が、おのずから保有地規模における格差是正の効果をもったからである(もともと立法時には特に大規模保有地の廃止、縮小や、保有地の平等配分をねらったわけではない)。しかし、放牧権については、はじめから平等主義をとっている。けだし「農作権」は「私的」なものとなされたがゆえに格差の是正が必要とされ、「放牧権」は「共同体的」なものであったがゆえに、むしろ放牧権単位による拡大が認められたと見てよからう。

第2に「土壤保全」および「インフラストラクチャ投資」についていえば、本法施行に伴い、たしかに、この種の投資量は増大したし、前記「土地登記」制度の確立は、「土壤浸食」の防止、資源の保護・保全を強化した。「クラーレル査定調書」のことは前に述べたが、土地区分と評価および境界決定と道路、橋梁などの計画のために、「航空写真」や「土地利用図」が用いられたし、等高線に沿って、あぜ、堤防、排水渠など建設するためには、「原住民指定地」の間に「牧草緩衝地帯」(grass buffer strips)が設けられた。これらインフラストラクチャの整備のうちには、もちろん通常の開発計画によって、行なわれうるものもあったが、「原住民土地耕作法」は、それらがより合理的な方法で行なわれることを保証した。なお、政府は「土地配分」や登記簿作成以外はできるかぎりアフリカ人の自主制にまつ方針を採ったのである。

第3に、土地市場の創設についてであるが、土地が流通可能なものとなされると同時に、「農作権」および「放牧権」の売買が行なわれ、その際の価格は土地の生産能力によって決められることとなった。現に、本法施行後、1960年末までに、1155件の「農作権」が売買の対象となり、その平均価格

はエーカー当たり5ポンド9シリング7ペンスであった。なお「農作権」購入の目的は、多くの場合、保有地の統合もしくは投資のためであった。また「放牧権」については同じ時期に1万3511件の売渡しがあり、平均価格は、動物単位当たり4ポンド17シリング5ペンスであった。

最後に「原住民土地耕作法」に関していくつかの問題点を指摘して筆をおこう。

第1に、この法律が実質的にアフリカ人小農生産を拡大させ、その所得を増加させたか、という疑問である。計画によれば、農作物生産は5年以内に、家畜生産は8年以内に、それぞれ50%増大さるべきことになっていた。この産出増加率は、農作物については、本法施行前5カ年間の実績の約2倍であり、家畜生産については、従来の年間平均の2倍以上にあたる。要するにこれは、農家当たり平均粗産出が、本法施行後10年以内に農作物・家畜を含めて125%増加し、それに伴う純貨幣所得が218%増大することを意味していた<sup>(注22)</sup>。しかし、このことは、農家当たり生産性の向上と、農産物生産者価格の高騰を伴わねば、実現されない。本法は明らかに慣習的土地所有制度を改革し、アフリカ人小農に「私的土地所有」を保証することによって、農家向け投資率を高め、農家当たり生産性を向上させることをねらっていたようであるが、過去20年あまりにわたる「アフリカ人購入地」の事例は、前述のとおり、その産出において一般「原住民指定地」における「共同体的土地所有」農家と大同小異であることを示し、ひっきり生産性の格差は土地保有形態よりも、農家経営能力の差異によって左右される、という考え方を正当化した<sup>(注23)</sup>。換言すれば、「土壤保全」「土地改良」等を含む「労働対象」の変革は、技術的側面を中心とした人的資源投資と「労働手段」

の変革と平行して行なわれねばならぬということである。なお価格の問題は所詮自律的要因ではないため、はじめから期待されえない。とすれば、「原住民土地耕作法」は、生産性、それも主として労働の生産性を高める措置を欠いていたために、農業産出および所得の実質的増大という本来の目標を達成しえなかったといえよう。

第2に、「原住民土地耕作法」は、本当に「移住労働制度」を廃止させ、定着農業者と常用賃労働者との分業を確立しえたかどうか、という疑問である。もとより労働力の流出を減少させることは、「アフリカ人地域」における「完全雇用」を前提としなければならない。「原住民土地耕作法」は、「標準保有地規模」を定める際特にその選定理由を述べていないが、「アフリカ人地域」における各農家に「完全雇用」をもたらすべき規模にしようと意図したことは明らかである<sup>(注24)</sup>。しかし、ここで注意しなければならぬことは、現行「土地配分」制度の下では、「アフリカ人地域」には、農業家族の70%を扶養しうるにたる土地しか存在しないから、今日でもなお残りの30%は「労働余剰」となっていることである。したがって「アフリカ人地域」におけるすべての生産者は「完全雇用」を享受しえず、今後も引き続き貨幣経済部門の中に一時的雇用を求めることになろう。したがってこの法律が「アフリカ人地域」の農業開発の前提条件を満たしたとしても、「労働手段」について特に顕著な変革を志向していないために、やはり鉱・工業におけるアフリカ人賃労働者の「限界収益生産」は、アフリカ人農業のそれよりも相変わらず大きい、ということになる。結局「原住民土地耕作法」は、「移住労働制度」の廃止に対して決定的な効果を持っていない、といえるのである。

第3に、「原住民土地耕作法」は、「土壌浸食」

の防止や土地の統合・整理をしたほか、土地市場を創設して、農業者と賃労働者との分業を促進させ、慣習的土地保有制度を破壊する端緒となった意味では、たしかに革命的であったといわれるが、その改革は、性急な「上からの押しつけ」ではなかったか、という問題である。つまり「原住民土地耕作法」は「植民地当局が、いくぶん深刻化した農業危機を緩和するために、土地問題に積極的に介入しはじめた」<sup>(注25)</sup>事例の一つにすぎないのではないかと、ということである。本法は確かに、アフリカ人農業の生産性を向上させ、生産の「特化」を実現し、農業の企業化・商業化への道を開こうとした面はあるけれども、実際には、特に「商品作物」を導入して自給部門を放棄したわけでもなく、また直接補助金や大規模農業信用や、肥料・種子分配計画など、他給的資本を要する施策によって補完されたわけでもない。のみならず本法に定められた境界決定や、家畜・土地比率の固定——つまり「混合農法」——は、経済的に見るかぎり、非現実的、かつ、機械的ですからあって、むしろ小農輸出の「特化」を防いでいるように見える。したがって、この改革は、ヨーロッパ人貨幣経済の必要から、ただアフリカ人の慣習的土地保有形態を唐突に破壊するだけに終わり、アフリカ人にとっては、それが負担にこそなれ、具体的にはほとんど利益となって現われず、むしろ社会基盤の動揺と生活保障の崩壊によって、かれらが「部族的安心感」から「個人的不安感」に追い落とされる結果となったのである。もちろん本法に示されたような「アフリカ人地域」の資本主義化は、小農に対して市場機会の利用とその利益を拡大する可能性を与えたが、それが小農輸出の「特化」にまで徹底しなかったために、国内・国外市場の大規模な交換、自給に基づく有効需要の増大や、貿易への波及効

果を拡大せず、しかも価格変動のリスクに脅かされることではほとんど変わりがなく、結局、アフリカ人小農の仲買人への従属、農村負債の累積によって、農民の階層分化を激化させる効果しか持たなかったのである。したがって「原住民土地耕作法」は、植民地支配体制存続のための「農地改革」という性格を強く示していると結論しうる。

(注19) 「土壌保全」は通常「土壌安定」(stabilization)と「土壌再生」(reclamation)という二つの異なった過程を含むが、それについては林晃史、「南アフリカ共和国における原住民農業の発展」、藤田弘二編、『アフリカ諸国の経済開発』、アジア経済研究所研究参考資料第91集、1966年、78ページ参照。

(注20) M. Yudelman, *op. cit.*, p. 140.

(注21) *Ibid.*, p. 123.

(注22) *Ibid.*, pp. 128, 265.

(注23) *Ibid.*, p. 129.

(注24) *Report of the Native Production and Trade Commission*, Salisbury, Government Printer, 1944, p. 27.

(注25) Ivan Petekhin, *op. cit.* p.

## む す び

農業への依存度がきわめて高いアフリカにおいて経済発展がなされるためには、何よりもまず「農業所得」の向上を実現することが必要である、といわれる。しかし現実には、少なくとも南部アフリカ農村地域では、慣習的土地保有制度の残存と、企業・経営能力の欠如のために、従来その「農業所得」はたんに生存自給の必要を満たすだけに止まり、農産物商品化等による貨幣国民所得の分配として直接生活水準の向上に役だつことがほとんどなかった。平均的アフリカ人小農は、「移住労働制度」による賃労働を通じて若干の「農外所得」を獲得する以外に、その可処分所得を増大させることはできなかったのである。したがって南部アフリカの経済発展の問題を正しく理解するために

は、どうしても「移住労働制度」について十分な研究をしなければならないと思われる。つまり、この国では「労働移動」の実態と本質をつきとめないで、ただ農地拡大とか経営集約化というような農業生産力の内生的問題を論ずることはあまり意味がない、ということである。

筆者は以上の問題意識から、ローデシアの「労働市場」の分析を志してきたが、そのためには、まずこの国の労働配置に密接な関係をもつ「土地制度」の実態を明らかにしておくことが必要であった。そこで注目されたのが「土地配分法」と「原住民土地耕作法」なのである。前者は、最後の「人種差別」法として、この国に制度的な「土地不足」を生ぜしめ、アフリカ人労働力流出の減少を阻んでいる点において、後者は、最初の「農地改革」法として、アフリカ人農業者と賃労働者との「分業」をもたらし、「移住労働制度」の廃止を促している点において、共に筆者の関心を強くひいたのである。

本稿はローデシアの「土地制度」に関する覚え書にすぎないが、これと「労働移動」との相互関係を明らかにすることは、したがって筆者の今後の課題として残されている。

(調査研究部アフリカ調査室)